

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 2 日現在

機関番号：32683

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16H03716

研究課題名（和文）養老院・養老施設の経営・運営と処遇（ケア）の質に関する研究

研究課題名（英文）The study on the quality of care and management of facility for the elderly before 1963

研究代表者

岡本 多喜子 (OKAMOTO, Takiko)

明治学院大学・社会学部・教授

研究者番号：20142648

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 12,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、養老院として事業を開始した全国の23施設に保存されていた利用者処遇や、施設運営に関する第一次資料を収集した。そして一部の資料については分析を行った。すべての資料はPDF化し、パソコンでの閲覧を可能とした。

これらの資料は全国養老事業協会の事務局が置かれていた浴風会に保存していただき、いずれは研究者への公開を検討している。これまで明らかにされてこなかった明治期から老人福祉法が制定される1963年頃までの高齢者施設での利用者処遇や施設の開設からその後の運営状況を、全国レベルである程度明らかにすることができた。本研究は、今後の高齢者福祉施設の歴史研究に大きく寄与するものといえる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

高齢者福祉施設は明治期から事業が展開されており、そこでの処遇（ケア）は当時の高齢者の生活に即した形で提供されていた。それらは今日から見ると不十分に思われる内容もあるが、決してすべてが今日よりも劣っていたと言い切ることにはできない。高齢者施設である養老院の創設者や職員たちは、常に利用者である高齢者と共に歩み、よりよいケアの提供を心がけていた。それは今日の高齢者施設でのケアを考える時に、検討に値する視点でもある。

本研究は、全国にある23ヶ所の施設で保管されていた第1次資料を収集し、高齢者施設でのケアの変遷と施設の運営状況を明らかにし、そこから今日の高齢者ケアの再検討を試みるものである。

研究成果の概要（英文）：The result of this research is 23 facilities throughout Japan that have started as a long history of the care of the elderly, have collected materials. Those materials are the primary data for the care of the elderly and management to facilities. We analyzed some of the primary data. Some of these valuable primary materials have been handed over to us. We converted all materials into PDF and made it possible to browse on a personal computer. Through this study, we were able to clarify the situation of the welfare facilities for the aged from the whole of Japan from the Meiji era until around 1963 when the welfare law for the aged was enacted. In this material, it is possible to know the treatment of users of facilities for the elderly, the situation at the time the facility was opened, and the operational status after the facility was opened. It can be said that this research will greatly contribute to future history research of elderly welfare facilities.

研究分野：高齢者福祉論

キーワード：高齢者ケア 養老院 高齢者福祉施設史 社会事業史 高齢者福祉論

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

2016年度に本科学研究費による「養老院・養老施設時代の処遇(ケア)や運営状況に関する調査研究」を始めた当時は、このようなテーマで研究をしている研究者は少なく、本科学研究費の研究員による研究のみといっても良い状況であった。これまで高齢者福祉施設に関する歴史的な資料を中心とした研究は、個別施設の資料により一定期間の運営の状況を扱ったもの、個別施設の年史を中心としたものが中心であった。本研究が目指すような長い時間軸での個別施設での第1資料の収集による施設間比較、地域間比較も含めての調査研究はほとんど行われていない状況であった。

これは高齢者福祉分野に限ったことではなく、当時では日本の社会福祉分野における歴史研究はほとんど注目されない領域となっていた。この点は今もあまり変わらないが、社会福祉士国家資格試験の2021年度改定案では、歴史の学習が一部に入った。これにより、今後はいくらか歴史的な視点を含んだ研究に注目が集まるのではないかと期待をしている。

本研究を進めていく中で、最も苦労したのは第1次資料の収集という本来の研究目的にあたる部分であった。養老院・養老施設と呼ばれていた頃から事業を継続している高齢者施設の多くが、3回目・4回目の建て替えを経験しており、建て替え時にこれまでの資料を廃棄してしまうという状況にあった。また敗戦以前に設立された施設では、空襲によってかつての資料はすべて失ったという施設もあった。

また私たちが収集している第1次資料の一部であり、本研究にとって中心となる施設で生活していた高齢者の記録は、施設で生活していた高齢者の数が増えれば資料も当然のことで増えていくことになる。歴史の長い施設は個人記録や寮母日誌などが毎年増えることになる。2000年4月から実施されている介護保険制度では資料の保存期間は短く、またPCやUSBなどの活用により紙を中心とした個別利用者の記録は行われても、紙媒体で残すことが少なくなっている。個人情報保護の観点からもUSBへの保存もあまり行われてはいないという現状がある。それに伴い、かつての紙媒体で残っていた第1次資料は処分されていった。個人情報ということもあり、多くの資料では焼却処分としていた。施設の設立趣意書や運営の実態を示す経理帳簿なども、その施設の歴史を明らかにした年史を作成すると同時に、施設が重要と考える書類以外は廃棄している施設も多く見られた。

さらに高齢者のケアは介護保険制度の中でしか検討しないという風潮が生まれている。その結果、介護保険制度以前の高齢者処遇(ケア)は、何ら検討されることもなく、単に「古いもの」として扱われていた。そして、介護保険以前の高齢者処遇(ケア)は“遅れている”ものと決めつけて考えられている状況でもあった。

そのため個々の施設で実施されていた高齢者への処遇(ケア)を記録した資料、特に敗戦以前の明治期・大正期・昭和前期の資料については、各施設にとっては必要性の乏しい資料という見解を持つ施設経営者もいた。その結果、極端に言えば、介護保険以前の資料は必要ないとの判断により、廃棄されていくという状況であった。また第1次資料が廃棄される背景としては、紙媒体の資料は場所を多く占領してしまうために、保管場所に困るということもある。資料を保管する場所を特別につくることは、多くの施設にとっては贅沢なこととなっていた。

しかし実際には、敗戦以前から高齢者施設の運営を行っていたいくつかの施設の年史をみると、そこには今の高齢者施設では失われてしまった高齢者への視点、介護への工夫、ソーシャルワーク実践の大切さなど知ることができるのである。それは高齢者と職員との関わりの中に生まれる処遇(ケア)の工夫ではないかと考えた。そしてそれは、現在の高齢者施設でのケアを再考する時の参考になる視点であるとも考え、本研究に取り組むこととなった。

2. 研究の目的

本研究は、養老院・養老施設として当初開設された歴史の長い高齢者施設に保存されている高齢者処遇(ケア)に関する記録(設立趣意書・入所者心得・入所者台帳・ケース記録・寮母日誌・事務日誌・給食献立表・寄付台帳・建物図面など)から、それぞれの施設の高齢者処遇(ケア)の実態を明らかにすることである。それと同時に、各高齢者施設の設立にいたった背景、設立当時の社会情勢、当時の高齢者の置かれた状況、高齢者施設の運営の方法などを、1963(昭和38)年の「老人福祉法」制定までを一つの区切りとして、各施設に保管されている資料から明らかにしていくことを目的とした。さらに長い年月のなかで、社会情勢の変化、例えば救護法の制定や戦争などによる施設生活の変化などについても検討した。

このことは、現在の高齢者施設で提供されている処遇(ケア)とまったく切り離されたものではなく、現在の処遇(ケア)を再度検討するための資料を提供しているともいえる。過去の高齢者処遇(ケア)はすべて遅れており、捨て去るべきものであるとの意識が、2000年4月の介護保険導入以降、強くなっていると思われる。その点を再認識するためにも、処遇(ケア)の歴史を明らかにしていく必要があると考えた。

このような目的の研究を急いで行うのは、日本から急速に歴史の長い高齢者施設の第1次資料が失われているという背景があるためである。このことは「1. 研究開始当時の背景」でも述べたが、多くの高齢者施設が今、目の前にいる高齢者への支援で手いっぱいの状況にあることとも関係する。特に、歴史の長い高齢者施設の多くは、老人福祉法による養護老人ホームとして運営されている。介護保険制度のなかで措置施設としての養護老人ホームは、介護保険制度に寄与する施設へと転換することが期待されている。その中で、多くの施設職員は“今”を

こなすことが精一杯となり、自らの施設の歴史すら知ることがない状況の中にいるという現状を、少しでも打破したいという気持ちもあった。それぞれの施設の設立趣旨やその趣旨を拠り所として提供されている高齢者処遇(ケア)が行われていた事実を、今日高齢者施設の処遇(ケア)を提供している方々に明らかにすることで、日ごろの支援の意義を再評価することが可能であると考えた。

さらに明治期に成立された施設では、設立当時の日本およびその施設がある地域の状況を検討し、その後に設立される高齢者施設がどのような影響を先達の施設から受けていたのか、いないのか、また地域的な特徴があるのであるなら、それらを明らかにすることも本研究の目的の一部としている。

3. 研究の方法

研究方法は極めてシンプルである。最初は、歴史の長い高齢者施設に連絡をとり、設立当初からの第1次資料の有無を確認する。そして第1次資料が存在することが分かると、それらの資料の閲覧が可能か、資料の写真撮影をしてPDF化し、私たち研究者が研究資料として使用することを許可していただけるかどうかの確認をする。資料は存在するが写真撮影は難しいと言われた施設、第1次資料はあるが見せることもできないと言われた施設もある。

許可が得られた歴史の長い高齢者施設に対しては、複数人で数日滞在し、第1次資料を写真撮影した。撮影した資料はPCに取り込みPDF化し、資料リストを作成した。

一方、これまで公になっている歴史のある高齢者施設の資料を図書館などで探し、それのうち購入可能なものは購入し、不可能なものは資料として保存した。

収集した各施設の第1次資料と図書館などで集めた資料から研究会メンバーの研究テーマに沿って分析し、論文として成果を報告した。PDF化した資料と資料リスト、また論文化した成果は各施設に渡し、各施設の今後の研究に役立てていただくこととした。

4. 研究成果

本研究の成果として、以下の6点をあげることができる。第1は日本全国の歴史の長い高齢者施設の第1次資料をある程度収集できたことである。第2には収集した第1次資料を使って見えてきた養老院の成立と背景を明らかにした点である。第3は施設の創設にあたっての財源・その後の運営形態を資料から説くことができたことである。第4は具体的な個々の施設の規模・処遇(ケア)の形態の違いである。第5としては養老院に入所した高齢者の状態や特徴を明らかにした点である。第6は養老院内での生活の特徴と施設による処遇(ケア)内容の違いを明らかにできた点といえる。以下、それぞれについて概観していく。

(1) 資料が収集できた施設

本科研費での調査以外に、研究会メンバーが個別に集めた施設資料も含め、全国の21の高齢者施設の第1次資料をそろえることが出来た。以下、資料を収集した施設を次の順に示すこととする。設立時の名称を最初に提示し()内は変遷及び現在の名称、< >は現在施設がある都道府県とした。

地区別にみると、北海道地区では小樽育成院・札幌養老院(札幌慈恵会養護老人ホーム)・函館慈恵院、関東甲信越地区では浴風会<東京都>・共楽荘<神奈川県>・軽井沢井養老院(静山荘)<長野県>・上毛慈恵会養老院(前橋養老院 前橋老人ホーム)<群馬県>・東京都養育院(廃院)<東京都>、近畿地区では友愛養老院(神戸養老院 神戸老人ホーム)<兵庫県>・京都養老院(同和園)<京都府>・福生園<大阪府>・一志養老院(やまゆりの里)<三重県>、中国地区では府中清和寮<広島県>・報恩積善会<岡山県>、四国地区では讃岐養老院(讃岐老人ホーム)<香川県>・阿波養老院(阿波老人ホーム)<徳島県>、九州地区では済昭園<佐賀県>・福岡養老院<福岡県>・宮崎救護院<宮崎県>・延命園<長崎県>・佐世保養老院(清風園)<長崎県>である。

この他に各地の図書館などに保存されていた施設の事業年報・年史・内務省資料などの資料の収集も行った。その結果、現存しない空也養老院(名古屋養老院)<愛知県>や聖ヒルダ養老院<東京都>、第1次資料はないとのことであった東京養老院(藤沢養護老人ホーム)<神奈川県>・仏教同志会(仏教養老院同志クラブ 岐阜養老院 岐阜老人ホーム)<岐阜県>の資料も一部ではあるが収集できた。さらに栃木婦人協会(栃木婦人協会養老院 栃木老人ホーム)<栃木県>・大阪養老院(大阪老人ホーム)<大阪府>・別府養老院(別府老人ホーム シルバーホームはるかぜ)<大分県>・岩手養老院(清和荘)<岩手県>・琵琶崎聖母養老院(琵琶崎養護老人ホーム)<熊本県>などについての資料も、一部ではあるが集めることができた。

これらの資料を収集する過程で、札幌養老院は設立間もない浴風会で作られた諸規定を見本として施設の規約を作成したこと、佐世保養老院は創設者が東洋大学に通う傍ら東京養老院で養老事業について学んでいたことなどが明らかになった。

さらに敗戦直後のララ物資に絡む事件がいくつかの施設で発生していたことも明らかになった。その多くは誤解に基づくものであったが、物資が不足するなかで養老院だけ特別扱いがなされていたと勘違いした地域の人々による誹謗中傷によって発生した事件であったと思える内容が見られた。これは養老院に限ったことではなく、当時の社会事業施設の多くが経験したことではなかったと思われる。従来はララ物資によって社会事業施設の運営が楽になった、利用

者の衣類や食料がアメリカから来て助かったという面のみが伝えられていたが、その裏には地域の人々からの誹謗中傷も存在していたという社会の一面を見ることが出来る。

(2) 養老院の成立と背景

養老院の設立にはいくつかのパターンがみられる。大きく分けると、当初から養老院の設立をめざしていたものと、結果として養老院を設立することになったものの2つである。

養老院の設立を目的として施設を創設したものとしては、神戸養老院・大阪養老院・京都養老院・浴風会・佐世保養老院・札幌養老院などがある。これらの施設は貧しい高齢者のために必要な施設として養老院の設立を当初からの目的として設立されたものである。また記念事業として当初から養老院の設立を企図したものとしては、大正天皇の即位事業として始めた施設としては阿波養老院、日蓮宗の記念事業として養老院を設立した軽井沢養老院がある。

結果として養老院を設立することになった施設の多くは、当初は子どもの施設であった。その後には身寄りのない老人を保護したことをきっかけとして、高齢者も保護することになり、その後には養老院となったものである。子どもの施設から発展してものとしては岩手養老院・琵琶崎聖母養老院・小樽育成院などがある。身寄りのない高齢者を保護したことをきっかけとしているのは空也養老院・前橋養老院・聖ヒルダ養老院などである。

このような背景とは別に、宗教的な背景によって施設が設立されている側面でもわけることができる。それは基督教宣教師や信者によって設立された施設として、聖ヒルダ養老院・神戸養老院・前橋養老院・琵琶崎聖母養老院などがある。各種仏教会などによって設立された施設としては空也養老院・札幌養老院・京都養老院・阿波養老院・佐世保養老院・済昭園・佐世保養老院などである。大阪養老院は聖徳太子の信仰により設立されている。

(3) 施設の財政的な基盤

救護法が1932(昭和7)年1月に実施される以前は、養老院に対する公的な支援はなかった。そのため養老院設立のための資金は、設立を決めた者たちが工面することになる。さらに保護した高齢者への日常生活を賄うためも費用も独自に用意することとなる。

この状況の例外としては、関東大震災で被災した高齢者のために設立された浴風会である。浴風会は関東大震災に対して寄せられた寄付金と皇室からの下賜金によって設立された。救護法が実施されても、救護法による養老院入居者一人あたりの救護費よりも、浴風会が用意している入居者一人あたりの経費の方が高かったため、救護法による入居者を受け入れても救護費は辞退していたとの記録がある。財政的には敗戦までの期間は、とても豊かであった。

ただ一般の養老院では、養老院を設立する場所の選定からはじまり、運営費用のねん出のために後援会を設立している。養老院事業を開始する場所に関して仏教系の施設では、寺の境内や庫裡などを利用していた。その他の養老院では場所の選定から苦勞をしていた。また当初は高齢者数も少ないが、徐々に高齢者が増加するに従い建物を大きくする必要があり、大阪養老院や神戸養老院のように引っ越しを繰り返している施設もある。しかし新しい建物を見つけることは難しく、神戸養老院では高齢者の出入りは裏口からという条件を付けられたこともある。

財政面での工夫としては、大阪養老院では「養老石鱈」の販売をしていた。小樽育成院では時刻を示す大砲を打つ仕事を市から請け負っていた。また京都養老院では僧侶による托鉢も行われていた。佐世保養老院では院長が書や絵画を寄付してもらい、それを満州などに売りに行き、養老院の運営費を工面していた。そのような努力をしても運営資金は不足することが多く、配偶者の着物を質入れすることで養老院の運営資金を得ていた、との記載がみられる養老院もあった。

函館厚生院のように設立者の一人として地元の資産家が参加している施設は少ない。函館厚生院では地元の名士が設立に参加していることで、後援会員となってくれる方も多くいたのではないだろうか。だが多くの養老院は信者や檀家、資産家、政治家、地元の有力者などに設立者が設立趣意書を持参し、支援を依頼していく中で後援会の会員になってもらうという状況であった。もっとも上毛慈恵会養老院のように当初は養老院にいる高齢者は夜寝るために戻ってくるのであり、日中は仕事をしていたという施設もあるが、このような養老院は例外で、多くの養老院の入所者は心身共に支援を必要としている者が多くいた。

後援会組織では金銭的な支援だけではなく、物品による支援も行われていたが、救護法が実施されたことで、公的な資金が養老院には入るということで、後援会活動が低下してしまい施設運営が困難となる施設もあった。救護法による救護費で養老院を経営することは困難であり、後援会は施設運営に大きな意味を持つ組織であることがわかった。

(4) 養老院の規模・処遇(ケア)の形態

個々の養老院の定員規模は小さいものが中心で、設立当初は10名以下である施設が多く見られた。例外としては、当初から定員を500名としていた浴風会である。敗戦前までの時期で見ると、神戸養老院は最大でも1933(昭和8)年の29名である。設立当初の1899(明治32)年には1名の女性高齢者の収容から始まっている。函館慈恵院は設立当初1900(明治33)年には9名で、その後は増減を繰り返し1936(昭和11)年には57名となった。大阪養老院は比較的多く、設立当初の1902(明治35)年は3名であるが、翌年には16名となっており、1929(昭和14)年には163名と戦前期での最大数を示している。

養老院に入所した高齢者の処遇(ケア)のひとつとして居室定員を見ていく。神戸養老院は1903(明治36)年には13畳に4人で生活している。1920(大正9)年には畳48枚に20人とな

り、1931（昭和6）年には25名の定員に対して6畳の部屋が6室、4.5畳の居室が2室、病室は6畳2室となっている。大阪養老院では1904（明治37）年で17人の利用者に対して3畳が3居室、6畳が2居室、4.5畳と8畳が1居室である。1908（明治41）年では88人の利用者に対して3棟の建物を必要とし、一人あたりの広さは約1.5畳とされている。

大正期に設立された養老院では、報恩積善会の1914（大正3）年時点で入所者6人に対して6畳の居室が2室としている。阿波養老院では1916（大正5）年で12人の高齢者に対して15畳～20畳の庫裡を居室としていた。

昭和期にはいると、敗戦前の時点では、東京養育院が28畳の居室に17名が一緒に生活をしている。浴風会の家庭寮では寮母は1名が住み込みで、10畳の部屋が2部屋と食堂・浴室・玄関・寮母室があり、それとは別に3畳と4畳で一つの単位であった。高齢者は10畳に6人で、2部屋であるから12名を一人の寮母が世話をしていた。また夫婦寮として四畳半の居室が10室完備しており、当時としては最も進んでいた施設と言える。

またいくつかの養老院では、建設時の図面が保管されており、それぞれの時代・地域における高齢者処遇の考え方・居住水準の変化などを知ることが出来る。

（5）養老院に入所した高齢者の状態や特徴

いくつかの養老院では、入所した高齢者について、入所前の状況や生育歴・職歴などを調査している。それらによってどのような生活背景の方が入所しているのかを知ることができると同時に、地域的な違いを見ることもできた。婚姻関係では内縁の者や離婚をした者も多い。しかしこれは養老院に入所した高齢者の特徴というよりは当時の日本の婚姻に関する状況の反映でもあることが分かった。

また入所する高齢者の健康状態は、時代が明治・大正・昭和となるに従い身体的な支援を必要とする者の入所が多くみられるようになる。また養老院で最期を迎える高齢者への支援体制が重視されるようになり、看取りや葬儀さらには墓地の整備や死後の法要などへの対応が必要とされるようになる。

一般には養老院に入所する高齢者は、貧困により生活困難となることで養老院に入所するのであるが、一部の養老院では経済的にも健康面でも問題がないにもかかわらず、養老院への入所を希望する高齢者が現れてくる。それら的高齢者は自費による入所者として老人福祉法が制定される時まで存在していた。このことから、すでに昭和の戦前期には、生活困窮以外の事情で在宅での生活に不安を感じる高齢者のいたことが明らかになった。

（6）養老院内での生活の特徴と施設による違い

各養老院では、規則（入所者心得）のようなものを設立当初から作られていた。中には上毛慈恵会養老院のようにほとんど規則がなかったが、入所していた高齢者が養老院を「安宿」として商売をしていたなどが発覚し、規則を作成したところもある。

また一日をどのように過ごすかの日課を決めている養老院も多く、起床時間・食事時間・入浴時間などや仕事・行事・慰安・生活の楽しみなどを、事前に入所者的高齢者に分かるように定めている施設もあった。当然であるが入所している高齢者にとっては、衣食住は養老院での生活を快適なものとするかどうかに影響を与えるものである。季節行事は、その行事の内容や特別な食事などを多くの養老院が用意することで、高齢者の楽しみとして実施されていた。今日でも同じであるが、特に敗戦前の養老院時代では、高齢者の楽しみの一つとしてとても大切なものとして位置付けられていた。

このように収集した資料を中心に、原則月1回の研究会を中心として、今後も本研究を継続していく予定である。

また本科研費で収集した各施設の第1次資料に関しては、とても貴重な資料であり、今後同じように収集することは困難であると考え、そこで何らかの方法で今後養老院・養老施設の研究を行う研究者に提供できるようにしたいと考えている。

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 7件）

1. 著者名 岡本多喜子	4. 巻 第149号
2. 論文標題 貧困者への国家の対応－戦前期の日本－	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 明治学院大学社会学・社会福祉学研究	6. 最初と最後の頁 1-39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 岡本多喜子	4. 巻 第150号
2. 論文標題 神戸・大阪・京都の養老院の特徴	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 明治学院大学社会学・社会福祉学研究	6. 最初と最後の頁 47-75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 岡本多喜子	4. 巻 147
2. 論文標題 貧困者にとっての関東大震災における罹災者救済	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 明治学院大学社会学・社会福祉学研究	6. 最初と最後の頁 59 - 76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 鳥羽美香	4. 巻 18
2. 論文標題 戦中期における養老院の役割と処遇に関する一考察	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 文京学院大学人間学部研究紀要	6. 最初と最後の頁 195 - 201
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 鳥羽美香	4. 巻 154
2. 論文標題 小澤一のケースワーク論と養老院処遇について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 明治学院大学 社会学・社会福祉学研究	6. 最初と最後の頁 1 - 16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 柴崎祐美	4. 巻 154
2. 論文標題 昭和初期における讃岐養老院の入退院者の動向	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 明治学院大学 社会学・社会福祉学研究	6. 最初と最後の頁 17 - 29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 横山博子	4. 巻 154
2. 論文標題 浴風園入所者 (1925 - 1931) の家族関係と入園前支援源の特徴	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 明治学院大学 社会学・社会福祉学研究	6. 最初と最後の頁 113 - 129
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	中村 律子 (NAKAMURA Rituko) (00172461)	法政大学・現代福祉学部・教授 (32675)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	鳥羽 美香 (TOBA Mika) (10406556)	文京学院大学・人間学部・教授 (32413)	
研究分担者	柴崎 祐美 (SHIBASAKI Masumi) (10721706)	法政大学・現代福祉学部・助教 (32675)	
研究分担者	西田 恵子 (NISHIDA Keiko) (50464706)	立教大学・コミュニティ福祉学部・教授 (32686)	
研究分担者	横山 博子 (YOKOYAMA Hiroko) (90220574)	つくば国際大学・産業社会学部・教授 (32104)	